

**11月18日(日)は
栃木県知事選挙投票日です**
投票時間は午前7時～午後8時



**むだにしないで！
あなたの大切な一票**

栃木県知事選挙は、11月18日(日)に市内40の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。

投票ができる方

平成4年11月18日以前に生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方。最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。

- 平成24年7月31日以前に他の市町村から本市に転入をした方は本市で投票することができます。
- 県内の他市町から本市に転入をした方で、平成24年8月1日以降に転入届をした方の場合

※次の①②に該当する方が前住所地において投票をする際には、「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」を投票所の受付で提示する必要があります。

①県内の他の市町(小山市・野木町、那須塩原市・那須町を除く)から転入された方

前住所地において栃木県知事選挙の投票をすることができます。

- ②小山市・野木町、那須塩原市・那須町から転入された方
- 前住所地において栃木県知事選挙

および栃木県議会議員(小山市・野木町選挙区または那須塩原市・那須町選挙区)補欠選挙の投票をすることができます。

- ③県外の市区町村から転入された方知事選挙、栃木県議会議員(小山市・野木町選挙区および那須塩原市・那須町選挙区)補欠選挙ともに投票をすることはできません。

「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」について

前記①②に該当する方が前住所地において投票をする際には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書(無料)」を最寄りの証明書の発行が可能な場所(住民基本台帳ネットワークシステムを備えた市町の住民登録窓口など)で受け取り、投票所の受付で提示してください。

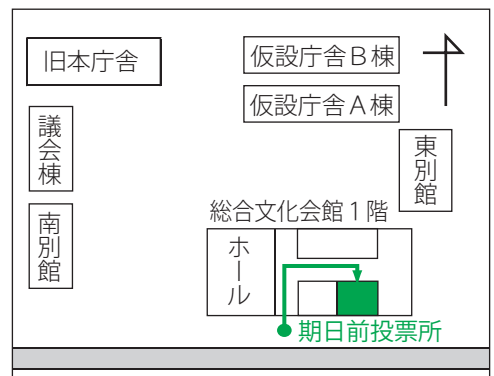
また、この方が期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この「証明書」を提示することが必要になります。

投票所変更

大田原地区の期日前投票所および第4投票区の投票所の場所が変更になりますので、お間違えのないようご注意ください。

- 変更となる投票所
- ①大田原地区期日前投票所
- (旧)議会棟第1会議室

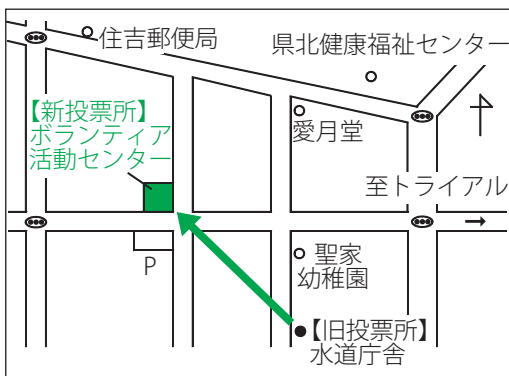
(新)総合文化会館第1会議室



②第4投票所

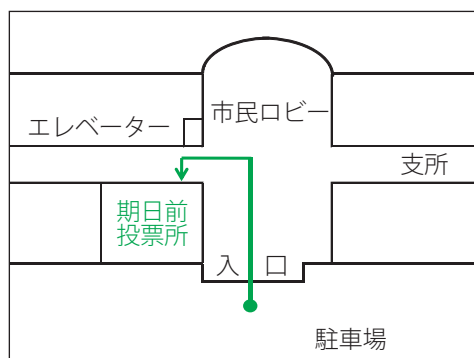
【中央1丁目、中央2丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目にお住まいの方】
(旧)水道庁舎

(新)ボランティア活動センター
(住吉町1・7・1)

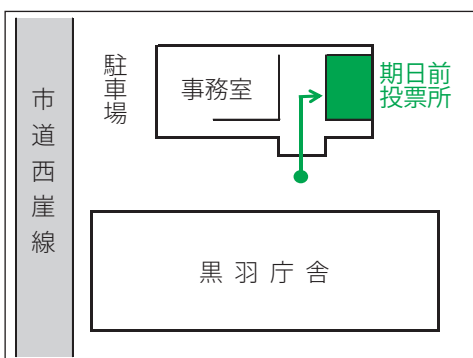


●期日前投票所案内図

- ①総合文化会館第1階会議室 上記参照
- ②湯津上庁舎102会議室



- ③社会福祉協議会黒羽支所会議室



●期日前投票期間

11月2日(金)～17日(土)

●期日前投票時間

午前8時30分～午後8時

※期日前投票は、市内のどこにお住まいでも3カ所、いずれの場所でも投票ができます。

※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書（兼請求書）になっていますので、必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。

※入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

●投票所入場券は11月1日（木）に郵送 皆さんが投票できる投票所は、投票所入場券に記載してあります。入場券をご確認のうえお出かけください。

なお、入場券が届かない場合や紛失した場合でも、本人と確認できればその場で入場券を再発行し投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

●投票の諸制度をご利用ください

○点字投票

目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。

○代理投票

身体が不自由などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。（ただし、本人が投票所までおいでいただくことが必要です）

●選挙公報の配布

候補者の人物や政見を知っていたため、選挙公報を配布します。

新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館に備え付ける予定です。ご利用ください。

また、音声版の選挙広報もありますので、必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

●郵便などによる不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

①身体障害者手帳をお持ちで、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級 2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級 3級
免疫・肝臓の障害	1級 2級 3級

②介護保険の要介護5の方 ※なお、この郵便などによる不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の投票用紙の請求は、11月14日（水）までになります。詳しくは、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

●代理記載制度

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしても行うことができます。

○利用できる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

●滞在地での不在者投票

住所が本市にあって、出張などで長期間他の市町村に滞在中の方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

●「三ない運動」

みんなで守ろう「三ない運動」
贈らない！ 求めない！
受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

○贈らない

政治家や候補者などが選挙区内の人に、お中元やお歳暮などの金品を贈ることは禁じられています。

○求めない

政治家や候補者などに選挙区内の人が、お祭りや集会などの寄附や差し入れなどの金品を求めることも禁じられています。

受け取らない
政治家や候補者などから選挙区内の人は、祝儀や餞別などの金品を受け取ってはいけません。

■問い合わせ

選挙管理委員会事務局
TEL (98) 3767



教育委員会委員の任命
および監査委員の選任

大田原市教育委員会委員および大田原市監査委員の任期満了に伴い、市議会9月定例会で同意を得て、次の方々を任命、選任されましたのでお知らせします。

○教育委員会委員

10月1日に次の2名の方が教育委員会委員に任命されました。任期は4年です。

- ・日原 悠子 氏
- （再任）大田原市佐久山 埴 秀子 氏

○監査委員

9月25日に次の方が監査委員に選任されました。任期は4年です。

- ・花塚 信義 氏
- （新任）宇都宮市

■問い合わせ A2階

総務課人事係
TEL (23) 8702